

赤平都市計画（赤平市）（非線引き都市計画区域） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

（1）目標年次

この方針では、赤平都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年)の姿として策定する。

（2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

赤平都市計画区域	市 町 名	範 囲	規 模
	赤 平 市	行政区域の一部	約 5,265 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道央広域連携地域空知地域の中央やや北側に位置する、山あいの内陸都市である。東西に蛇行しながら流れる空知川に沿った狭隘な山間地に、かつての炭鉱企業ごとの集落が点在し、それらが鉄道や国道、道道などの幹線道路で連絡する形態で東西に長く市街地が形成されている。

また、本区域は、石炭産業を中心として経済発展を遂げてきたが、昭和 30 年代後半以降のエネルギー政策の転換により、炭鉱閉山が相次ぎ、平成 6 年には市内全ての炭鉱が姿を消すに至り、さらには、人口の急激な減少による地域経済の疲弊が顕著になってきたことから、企業誘致を積極的に進め、鉱業から工業へ、基幹産業の転換を進めてきた。

今後は、人口減少を前提とした既成市街地の再構築等により都市構造の再編に取り組むため、市街地の無秩序な拡大を抑制し、既成市街地におけるストックの有効活用や集約化によりコンパクトな生活圏を形成し、歩いて暮らせるまちづくりを実現することが求められている。

赤平市では、市民とともに歩むまちづくり、市民にやさしいまちづくり、市民が誇れる魅力あふれるまちづくりを目指し「ひと・自然・産業が輝く 協働と共創のまち 赤平」をまちの将来像としている。

また、住みよい魅力的なまちをつくるため、次の 5 つをまちづくりの基本目標として掲げている。

- ・健やかな暮らしをともに支え合うまち
- ・安全・安心で快適に暮らせるまち
- ・活気に満ちた魅力あふれるまち
- ・ともに学び合い豊かな心を育むまち
- ・ふれあいと交流で創る協働のまち

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢社会の到来・産業構造の転換等の社会経済情勢の変化への対応に留意するとともに、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、都市の防災性の向上が図られ、安全・安心で暮らしやすく、誰もが安心して心豊かに住み続けられる、コンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを進め、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口及び世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

今後は、未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林業と健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

III. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域では、JR赤平駅を核とし、3・3・1号中央通（市道中央通）、3・3・2号北大通（主要道道赤平奈井江線、一般道道芦別赤平線）及び3・4・4号東大通（主要道道赤平奈井江線、一般道道芦別赤平線）を基軸として、計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、近年は人口の減少、少子高齢化や空き店舗・空き地などの増加による商業業務機能の衰退、賑わいの喪失などが課題となっている。

このため、本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、高度利用住宅地、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・高度利用住宅地は、赤平地区の中心商業業務地の周囲に配置し、利便性の高い住宅地の形成によるまちなか居住の推進を図る。
- ・一般住宅地は、幹線道路の沿道や商業業務地の周囲に配置し、生活利便施設や業務施設等の一定程度の立地を許容しつつ、住環境の保全を図る。
- ・専用住宅地は、低層住宅を主体とした住宅地を赤間地区に、中高層住宅を主体とした住宅地を文京地区、豊丘地区、若木地区、豊里地区、住友地区、茂尻地区及び平岸地区にそれぞれ配置し、周辺の自然環境等と調和したゆとりある良好な住環境の形成を図る。

② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地、拠点商業業務地、地域商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、JR赤平駅周辺に配置し、交通結節点としての利便性の高さを生かした商業業務施設の集積、都市機能の複合化による交流拠点の形成を図る。
- ・拠点商業業務地は、JR茂尻駅に隣接する地区に配置し、商業業務施設の集積により、茂尻地区及び平岸地区における生活利便性の形成を図る。
- ・地域商業業務地は、文京地区及び豊里地区に配置し、生活利便施設等の集積する住区核の形成を図る。

- ・沿道商業業務地は、茂尻地区及び平岸地区の3・4・3号見晴通（国道38号）沿道に配置し、周辺住宅地に配慮した沿道商業業務地の形成を図る。

③ 工業・流通業務地

- ・本区域の工業・流通業務地は、専用工業地及び一般工業地で構成する。
- ・専用工業地は、共和地区に配置し、工業系土地利用の形成を図る。
- ・一般工業地は、豊里地区、赤平市街地区、住友地区、茂尻地区及び平岸地区に適切に配置し、既存の工業施設等を含む工業系土地利用の形成を図る。

④ 用途転換、用途鈍化又は用途の複合化に関する方針

住宅地に隣接する宮下町及び若木町の一般工業地については、工業機能の移転に伴い住宅地への転用が進んでおり、地区内の土地利用の動向等を踏まえ、周辺の住宅地と一体的な住環境の形成が図られるよう、住宅地への土地利用の転換を図る。

（2）市街地の土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

中心商業業務地においては、既存ストックを生かしながら、商業、業務、居住等の都市機能の複合化により、市内外からの来街者の交流拠点として、土地の高度利用を維持する。

② 居住環境の改善又は維持に関する方針

人口減少を踏まえた快適でコンパクトな居住空間の形成、魅力ある生活空間の形成に向けた土地利用を図る。

（3）その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集団的農用地や国営・道営の土地改良事業等農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。また、気候変動により増大する水害リスクに対して、まちづくりにおける防災配慮について検討する。
- ・土砂災害特別警戒区域に指定されている住吉町、美園町、幌岡町、若木町、大町、西豊里町、東豊里町等の一部の地区については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。
- ・既成市街地において災害発生のある可能性がある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

森と人との共生林として位置づけているエルム高原周辺を中心に人と自然が触れ合える場を確保しながら、自然環境の保全に努める。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・用途地域の指定のない区域について、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、特定用途制限地域等を定めることにより、土地利用の整序を図る。

- ・コンパクトなまちづくりを進めるため、赤間地区の未利用地について、必要に応じて用途地域縮小等の検討を行う。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、道央広域連携地域空知地域の中央部からやや北側に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成に合わせ、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の機能確保に努める。
- ・赤平市の市街地は、東西に貫流する空知川に沿った狭隘な山間地に細長く形成されているため、市全体の連携が強固となるような道路網の形成に努める。

b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年 (2015 年) (基準年)	令和 12 年 (2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	3.43 km/km ²	3.51 km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・3・3・1号中央通（市道中央通）、3・3・2号北大通（主要道道赤平奈井江線、一般道道芦別赤平線）、3・4・3号見晴通（国道38号）、3・4・4号東大通（主要道道赤平奈井江線、一般道道芦別赤平線）及び3・3・11号西大通（国道38号）を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・6号住吉通（一般道道赤平滝川線及び赤平歌志内線、市道宮園通）、3・5・7号豊通（主要道道赤平奈井江線、一般道道赤平滝川線）、3・4・10号公園通（一般道道赤平歌志内線）、3・4・12号こもれば通（市道山手美園通）及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

b 交通結節点等

3・3・1号中央通（市道中央通）にJR根室本線赤平駅の駅前広場、3・5・5号茂尻駅前通（市道茂尻駅前通）にJR根室本線茂尻駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

市街地の保水機能の低下により水循環機能に大きな変化が生じている。

このため、土地利用計画と河川及び下水道整備計画との整合を図り、総合的な治水対策を促進する。

ア 下水道

下水道については、公共下水道整備計画に基づき、今後は老朽化した下水道施設の適切な維持管理に努め、計画的な更新を図り、快適な生活環境を維持し、公共用水域の水質保全に努める。

また、市街地における浸水被害の解消のため、雨水整備を促進するとともに、内水排除にかかる対策を推進する。

イ 河川

河川については、流域が本来有している保水、遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境に配慮しつつ、防災を目的として河川の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成27年（2015年）で84.9%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の推進を図る。

イ 河川

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

石狩川流域下水道計画との整合を図り、排水区域内にポンプ場及び幹線管渠を適切に確保する。

b 河川

空知川、ハクシュオモナイ川及び吉の川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や、総合的な治水対策等に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は、次のとおりである。

市街地内の下水道管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を行う。

(3) その他の都市施設

ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域における緑地の形態は、市街地の中央を東西に貫流する空知川の河川空間と、南北から市街地を包み込むように展開する市街地背後の丘陵の樹林地を骨格とし、良好な自然環境を形成している。

本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、コンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、保全等を行い、豊かな自然と都市が調和するみどりあふれるまちづくりを進める。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、赤平公園及び翠光苑を配置する。

b レクリエーション系統

日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、街区公園、豊里記念の丘公園及び平岸中央公園を配置するとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、赤平公園、翠光苑及び西文京緑地を配置する。

c 防災系統

災害時における緊急避難場所として、街区公園、豊里記念の丘公園、平岸中央公園及び翠光苑を配置する。

d 景観構成系統

自然性に富んだ緑地や、風致の維持及び良好な景観形成に資する緑地の保全に努める。

空知川の河川空間や幹線道路の道路空間等の緑を充実し、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成に努める。

都市のシンボリックな存在でもあり、郷土的景観を形成している赤平公園及び翠光苑を配置する。

② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。

また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、長期未着手である中央公園、ふれあい公園、ひじりが丘公園及び春日公園の見直しを含めて、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効になるように配置する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。